

**第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

令和7年7月28日

1 目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づいて、県が作成する「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画」の補助資料等を作成することを目的とする。
については、公募型プロポーザル方式にて委託先を決定するため、参加者を募集する。

2 委託業務の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名 | 第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務 |
| (2) 実施主体 | 埼玉県 |
| (3) 履行期限 | 令和8年3月24日（火） |
| (4) 委託業務内容 | 別添「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務委託仕様書」のとおり。 |
| (5) 委託予定額 | 15,308,700円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。
※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格はこの範囲内 |

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 公告日 | 令和7年 7月28日（月） |
| (2) 質問事項の受付期間 | 令和7年 7月28日（月）
～7月30日（水）12時 |
| (3) プロポーザル参加申込書 | 令和7年 8月 1日（金）17時 |
| (4) 企画提案書受付期間 | 令和7年 8月 1日（金）～8月 8日（金）17時 |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和7年 8月中旬 |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年 8月中旬 |

4 参加資格

次の（1）から（6）までのいずれかに該当する者は、企画提案を行うことができない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者
- （2） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
- (5) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けている者
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

5 質疑事項の受付及び回答

(1) 質問の受付

本件について、質問を以下のとおり受け付ける。

ア 質問方法

「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務委託公募質問書（様式第1号）」に記入し、下記電子メールアドレスに電子メールで提出するものとする。送信後、電話で到達確認を行うこと。

イ 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当

送信先 a3100-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3106

ウ 電子メールの件名

「(企業名・提出日) 第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務委託に関する質問」

エ 質問受付期間

令和7年 7月28日(月) ～7月30日(水) 12時(必着)

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページで公表する。

公表ページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0507/index.html>

6 プロポーザル参加申込書の受付

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式第2号「参加申込書」を提出すること。参加申込書の提出のない者からの企画提案は受け付けない。

(1) 提出方法

電子メールで提出すること。送信後、電話で到達確認を行うこと。

埼玉県環境部資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当

送信先 a3100-03@pref.saitama.lg.jp

メールの件名 「(企業名・提出日) 第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込」
電話番号 048-830-3106

(2) 提出期限

令和7年 8月 1日(金) 17時(必着)

7 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

(1) 提出方法

- ア (4)の提出書類を作成の上、原則として電子データで提出すること。電子データの送付方法は、プロポーザル参加申込書を提出した者に別途案内する。
- イ 電子データでの提出ができない書類は、持参又は郵送によること。郵送による場合は、配達状況が確認できる方法によること。
- ウ 持参による提出は、開庁日の8時30分から17時15分まで受け付ける。

(2) 持参又は郵送による提出先

埼玉県環境部資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
E-mail: a3100-03@pref.saitama.lg.jp
電話番号 048-830-3106

(3) 受付期間

令和7年 8月 1日(金) ~ 8月 8日(金) 17時(必着)

(4) 提出書類

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとし、ア~クを提出すること。全ての様式はA4判(企画提案書の別添資料はA3判も可)とする。

- ア 第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務企画提案書(様式第3号)
- イ 見積書(様式自由)

仕様書の記載に沿った見積書を作成し提出すること。併せて、見積金額の根拠となる内訳書を添付すること。なお、宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とすること。

- ウ 業務実施体制表(様式自由)

本業務を実施するに当たり、どのような体制で業務を行うのか記載すること。業務に従事する者について、責任者、担当者の別や、所属、役職及び氏名、主な業務実績及び資格並びに担当する業務等について、指示命令系統や責任の所在が分かるように記載すること。企画提案書の記載と齟齬がないようにすること。

- エ 登記事項証明書(提案日前3か月以内に発行されたもの)

オ 会社事業概要書（様式自由）

必要事項を記載し、会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

カ 最新決算年度の事業報告書

キ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書及び附属明細書（直近3期）

（５）企画提案の内容

（４）アの企画提案書には次に掲げる事項を記載した書類（様式任意）を添付すること。

ア 実施体制

本業務を実施するに当たり、どのような体制で業務を行うのか記載すること。記載する際には図表等を用いて、役割分担や各人の関係性等を分かりやすくすること。

併せて、これまでに行った業務実績を複数記載すること。実績については、業務内容や発注者、金額などについて可能な範囲で記載すること。また、記載する実績は可能な限り、本業務と内容及び金額が類似したものとする。ただし、これまでの実績を全て記載する必要はない。

イ 本業務の実施に当たっての基本方針

本業務を実施するに当たっての基本方針を提示すること。なお、基本方針の提示に当たっては、本県の廃棄物処理にかかる課題を述べるとともに、現在本県が行っている施策等について簡単に評価・分析を行うこと。

ウ 仕様書の各項目に沿った業務の実施内容、方法

仕様書の各項目に沿って業務の実施内容、方法を提示すること。特に、以下の事項を具体的に示すこと。

（ア）数値目標（案）の検討方法、数値目標を設定する項目（案）とその理由

（イ）施策等の検討方法、注視すべき国や海外の動向、参考となる国や他自治体、海外の事例と当該事例を挙げた理由

（ウ）長期広域化・集約化計画の策定に向けた考え方

エ その他提案事項等

ア～ウ以外に本業務目的を達成するために必要と思われる事項や特筆すべき実績や能力などアピールしたい事項等がある場合は、具体的に記述すること。

8 審査方法等

（１）審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、県が設置する「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画に関する調査業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が以下の方法で提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ア 審査方法

- (ア) オンライン (Microsoft Teams) によるプレゼンテーション審査を実施する。企画提案書に基づき、特に重視する点、強調する点等を説明すること。
- (イ) プレゼンテーション審査において、資料を追加することはできない。
- (ウ) プレゼンテーション時間は20分間、質疑時間20分間程度の計40分程度とする。
- (エ) プレゼンテーション審査に参加しない者は、委託先候補者に選定しないものとする。
- (オ) プレゼンテーションにおいては、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が、説明及び質疑に対する回答を行うこと。
- (カ) プレゼンテーションにおける説明は3名以下とする。
- (キ) プレゼンテーション審査の詳細については、後日、通知する。

イ 委託候補者の決定

- (ア) 県は、提出された企画提案書に基づき、本業務の遂行能力等を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者に決定する。ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。
- (イ) 企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を委託先候補者として決定する。

(2) 審査基準

事業提案を審査する基準と配点は概ね次のとおりとする。

審査項目	審査内容	
事業の遂行 (配点10点)	ア 本業務と類似業務の受託実績があるか。 イ 業務を円滑に行う人員・技術を有しているか。	
本業務の実施に当たった基本方針 (配点20点)	ア 業務の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか。 イ 本県の廃棄物処理にかかる課題は適当か。 ウ 本県が行っている施策等に係る評価・分析は適当か。	
仕様書の各項目に沿った業務の実施内容、方法 (配点65点)	業務の実施内容、方法は、基本方針と整合した適当なものとなっているか。	
	数値目標 (案)の検討に当たった考え方、数値目標を設定する項目とその理由	ア 数値目標(案)の検討方法は適当か。 イ 数値目標を設定する項目(案)とその理由は適当か。

	施策等の検討に当たっての考え方、調査・分析の方法、参考となる国や他の自治体の取組と当該取組を挙げた理由	ア 施策等の検討方法は適当か。 イ 注視すべき国や海外の動向は適当か。 ウ 参考となる国や他自治体、海外の事例と当該事例を挙げた理由は適当か。
	長期広域化・集約化計画の策定に向けた考え方	ア 長期広域化・集約化計画の策定に向けた考え方は、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を踏まえた適当なものとなっているか。
見積価格 （配点5点）	ア 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。	

なお、「7（5）企画提案の内容」のうち、「エ その他提案事項等」について提案等がある場合は、その内容により加点する。

9 契約の相手方の決定方法

- （1）県は、委託先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議を整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- （2）見積額については、企画提案時からの増額は認めない。
- （3）委託先候補者の辞退や協議が整わない場合、及び当該委託先候補者が業務委託契約を締結するまでの間に「10 失格理由」に該当し委託先候補者としての資格要件を失ったときは、当該委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、評価が2番目に高かった者を新たに委託先候補者とし、改めて協議を行う。新たな委託先候補者が辞退等した場合は、次に評価が高かった者を新たに委託先候補者とし、協議を行う。
- （4）契約締結までの間に埼玉県の実施要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。
- （5）契約締結後、契約の相手方となる提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

11 公募型プロポーザルの変更、停止、中止及び取消

- (1) 緊急、やむを得ない理由等により、本要領のとおり公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを変更、停止、中止又は取り消すことがある。
- (2) 上記の場合において、本プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

12 留意事項

(1) 提案書類に係る取扱い

- ア 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。
- イ 提案書類に係る著作権は提案者に帰属し、県は本業務遂行に当たってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。
- ウ 提出された企画提案書は、参加資格審査、企画提案書の選定等プロポーザルの実施上必要な場合を除き、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。
- エ 企画提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。

(2) 費用の負担

企画提案書の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

(3) 複数の提案の禁止

企画提案書は1事業者当たり1提案とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

(4) その他

- ア 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 担当窓口

埼玉県環境部資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail : a3100-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3106

ファクス番号 048-830-4791